



広報紙 なかがわ

令和7年5月号

那珂川警察署

電話 0287-92-0110



自転車の安全で適正な利用の促進について
自転車に関係する事故は人身事故の約4分の1を占めています！
自転車を運転する時は、ルールを守り、交通事故を防止しましょう。

自転車事故の状況（令和6年中）

発生件数 1066件（前年比+93）

死者数 7人（前年比 -2）

負傷者数（うち重傷者数）

1052人（前年比 +90）

（166人）（前年比 +24）

～ 自転車に乗るときは

ヘルメットをかぶろう ～

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約半数は、頭部に致命傷を負っています。

また、致死率は非着用が着用に比べて約

1.7倍高くなっています。

自分の命を守るためにも、自転車を利用する全ての方は、ヘルメットを着用しましょう。

自転車に関係する事故のうち、高齢者と高校生が過半数を占めています。
自転車に乗る時の基本ルール「自転車安全利用五則」を守り、安全に利用しましょう。



～～～消費者庁主催の「消費者月間」について～～～

★ 令和7年度「消費者月間」 統一テーマ★

明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費
～どのグリーンにする？～

★ 消費者月間 ★

毎年5月を「消費者月間」とし、消費者庁では、安全・安心で豊かにくらすことができる社会を実現するため、関係行政機関と連携して各種啓発活動を実施します。

悪質商法の手口を知り、被害に遭わないようにしましょう。

屋根修繕業者を装う訪問販売に注意！

突然事業者が訪問し、「お宅の屋根が浮いている。」等と話し、消費者の不安を煽って、実際には壊れていない修繕契約を締結させる事案が発生しています。

よく確認・検討し、おかしいと感じたら、警察署や消費生活センターに相談してください。
警察安全相談電話は「＃9110」へ。